

令和6年度 県民参加の森林^{もり}づくり事業募集要領

1 趣旨

公共財産である森林を守り育て、次の世代にしっかりと引き継ぎ、県民全体が森林の持つ恵みを十分に享受するためには、荒廃森林の再生を県民が一体となって推進していく必要があります。

本事業では、地域住民やNPO法人、ボランティア団体等が企画・立案し、自らが取り組む荒廃森林の再生につながる森林づくりを支援することとしており、県内で活動している又は活動しようとしている団体からの事業提案を募集します。

2 応募資格要件

県内に事務所等を有し、3名以上で構成された団体(NPO法人、ボランティア団体、自治会、婦人会、老人会、PTA、企業労働組合、学校等)であり、代表者、事務担当者及び会計担当者以外に監査担当者を配置する団体とします。

ただし、自己または団体の構成員等が、次の各号のいずれかに該当する場合、または次の(2)から(7)までに掲げる者がその経営に実質的に関与している場合は補助対象外となります。

なお、応募資格要件の確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助対象事業

原則、令和7年(2025年)3月1日までに実施する水源地や人家及び公共施設の上部等に位置する荒廃森林の再生を目的として、自主的かつ持続的に取り組む森林づくり活動や環境教育活動など、荒廃森林の再生に対する県民意識の醸成につながる活動とします。

【具体的な活動例】

活動内容	活動条件
① 植樹	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒廃森林であること。 ・ 原則として、団体以外の<u>一般参加者を含めて実施</u>すること。 ・ 植栽する苗木は、原則として佐賀県産広葉樹「さかの樹」とすること。
② 下刈・つる伐り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、本事業で植栽した箇所のみを対象とする。 ・ <u>同一箇所での実施は、原則5年以内</u>とする。 ただし、5年以内であっても下刈の必要がないと判断される場合は、不採択とする場合がある。
③ 除伐・切捨間伐・枝打ち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業又は他の補助事業で活動を実施していない荒廃森林であること。 ・ <u>同一箇所での実施は、原則1年以内</u>とする。
④ 侵入竹除去 (人工林のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業又は他の補助事業で活動を実施していない荒廃森林であること。 ・ <u>同一箇所での実施は、原則3年以内</u>とする。
⑤ 竹林整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業又は他の補助事業で活動を実施していない荒廃森林であること。 ・ <u>同一箇所での実施は、原則3年以内</u>とする。
⑥ 歩道・作業道の作 設・改修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒廃森林を再生する活動に必要と認められる場合のみとし、①～⑤の活動と併せて実施するものとする。 ・ 作業道の作設（新設）にあたっては、災害に強い道づくりの手法を県（農林事務所）に相談のうえ計画すること。
⑦ 荒廃森林の再生に つながる森林環境 教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒廃森林の再生につながる森林環境教育と認められる場合のみとし、①～⑤の活動と併せて実施するものとする。
⑧ 技術講習会や安全 講習会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒廃森林での活動のための講習会と認められる内容であること。
⑨ その他、荒廃森林の 再生に必要と認め られるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記以外の活動で、荒廃森林の再生に必要と認められる場合のみとする。







(注) 次の活動は補助対象となりません。

1. 県外で実施するもの
2. 施設や設備の設置などを主たる目的とするもの
3. 営利を目的とするもの
4. 事業の内容及び効果が特定の者のみに寄与するもの
5. 政治又は宗教を目的とするもの
6. 当補助金と対象経費を重複して国、県その他の補助金又は委託を受けるもの

4 補助対象経費、補助率及び補助上限額

(1) 補助対象経費

補助対象経費は、次の表のとおりとします。

経費区分		内容（上限単価及び購入判断基準含む）				
報償費		外部講師（技術指導者やアドバイザー等）への謝金 ※原則として佐賀県親林交流指導員（（公財）さが緑の基金による認定を受けた者）を活用するものとする。（講師派遣無料） ※その他講師1名に対する謝金は、 <u>1日10,000円以内、半日5,000円以内</u> とする。				
旅費		<ul style="list-style-type: none"> ・外部講師の旅費 ※講師1名に対する1回あたりの旅費は、<u>2,300円以内</u>とする。 ・活動団体の旅費（運転者のみ） ※団体の所在地から活動場所までの旅費を対象とし、<u>1km13円以内（1日200円を上限）</u>とする。一般参加者を除く。 				
需用費	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・替刃（チェーンソー、刈払機、ノコ等） ※当補助金で購入した作業機械にかかる消耗品のみを対象とする。 ・軍手、作業用手袋、殺虫剤 等 				
	燃料費	混合油（チェーンソーや刈払機等の燃料）、チェーンソーオイル、軽油 等 ※当年度の活動に必要な使用分に限る。				
	印刷製本費	資料・チラシ等の印刷代、写真現像代 等 ※チラシには、可能な範囲で「森川海人 ^{もりかわかいと} プロジェクト」ロゴマークやキャラクターのイラストを入れること。 <table border="1" data-bbox="662 1227 1423 1451"> <thead> <tr> <th>ロゴマーク</th> <th>プロジェクトキャプテン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> もりかわ かいと 森川海人くん</td> </tr> </tbody> </table>	ロゴマーク	プロジェクトキャプテン		 もりかわ かいと 森川海人くん
	ロゴマーク	プロジェクトキャプテン				
		 もりかわ かいと 森川海人くん				
資材購入費	「さかの樹」の苗木、肥料、支柱、標柱 等 ※植栽活動を行う場合の苗木は、原則として「さかの樹」を使用すること。（別添チラシ参照） ※事業箇所には標柱1基を設置すること。ただし、同一箇所での2年目以降の事業実施や地形的制限等により設置が困難な場合を除く。 標柱は、木製（防腐処理）で10×10×230cmを目安とする。					
食糧費	弁当代及びお茶代 ※活動実施日に限る。 ※弁当代は、参加者の半数以上が一般参加者の場合に限る。 ※弁当代は1個550円以内、お茶代は1本160円以内とする。					

経費区分	内容（上限単価及び購入判断基準含む）																								
役務費	<ul style="list-style-type: none"> ・切手代、ハガキ代、傷害保険料 等 ※活動時(作業を伴うイベント、講習会も含む)には、必ず傷害保険に加入すること。 ・安全講習受講料 原則として、林業・木材製造業労働災害防止協会佐賀県支部が実施する安全衛生教育および特別教育にかかる受講料とする 																								
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・会議室使用料 ・トラック、チェーンソーや刈払機等のリース料 ※1日あたりのリース代の上限額は以下のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>業者等</th> <th>個人所有</th> <th>活動団体所有</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>刈 払 機</td> <td>5,000円</td> <td>2,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>チェーンソー</td> <td>11,000円</td> <td>3,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>バックホウ0.10m³級</td> <td>12,000円</td> <td>5,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>軽トラック</td> <td>7,000円</td> <td>3,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>2tトラック</td> <td>13,000円</td> <td>5,000円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>		業者等	個人所有	活動団体所有	刈 払 機	5,000円	2,000円	0円	チェーンソー	11,000円	3,000円	0円	バックホウ0.10m ³ 級	12,000円	5,000円	0円	軽トラック	7,000円	3,000円	0円	2tトラック	13,000円	5,000円	0円
	業者等	個人所有	活動団体所有																						
刈 払 機	5,000円	2,000円	0円																						
チェーンソー	11,000円	3,000円	0円																						
バックホウ0.10m ³ 級	12,000円	5,000円	0円																						
軽トラック	7,000円	3,000円	0円																						
2tトラック	13,000円	5,000円	0円																						
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・作業用具① (カマ、ナタ、ノコ、唐グワ、ヘルメット、防護メガネ、安全長靴) ※単年で3日以上かつ複数年で10日以上使用する<u>場合に限る</u>。 ・作業用具②（防振手袋） ※チェーンソー、刈払機の使用台数の数量を上限とする。 ・作業用具③（防護着(チャップス)） ※チェーンソーの使用台数の数量を上限とする。 ・作業機械①（チェーンソー） ※単年で5日以上かつ複数年で10日以上使用する<u>場合に限る</u>。 ・作業機械②（刈払機） ※単年で5日以上かつ複数年で14日以上使用する<u>場合に限る</u>。 																								
委託料	<p>危険性の高い作業等に係る外部委託費</p> <p>※補助対象経費の50%以内に限る。</p>																								
その他	上記以外のもので、活動に必要と認められるもの																								

(注1) 以下の経費については、補助対象外となります。

- ① 団体運営費や汎用性が高く本事業だけで使用されることが不明確である経費
(例：事務所の賃料・光熱費、コピー用紙・トナー等の事務用品、収納用品等)
- ② 活動実施場所の土地借上代に相当する費用
- ③ 活動参加者に対する報償費、賃金、旅費
- ④ 作業機械等の修繕費

※補助対象外の経費は、団体で費用を負担していただくこととなりますので、判断が難しい場合は、予め担当へご確認いただきますようお願いいたします。

(注2) 作業用具や作業機械を購入する必要がある場合は、事業期間等を勘案し、必

要最小限に努めてください。また、購入した作業用具等（替刃含む）は、個人（団体構成員）に配布せず、団体でまとめて管理するようにしてください。

（注3） 上記「補助対象経費」の上限単価として記載がないものについては、見積書又はカタログ等、購入予定の金額が分かる資料を提出してください。

なお、5万円以上の物品を購入される場合は2者以上から見積を徴取し、最低見積価格により積算してください。

（2）補助率及び補助上限額

補助率	補助上限額
10 / 10以内	1団体あたり200万円

5 募集团体数

16団体程度 ※同一年度内の採択事業は1団体につき1事業とします。

6 応募方法

（1）募集期間

令和6年3月5日（火）から12月20日（金）まで

1次締切 令和6年4月12日（金）

2次締切 令和6年6月21日（金）

3次締切 令和6年9月22日（金）

4次締切 令和6年12月20日（金）

※活動開始希望日の1か月以上前までに提出してください

なお、採択金額が予算上限に達した場合は、募集期間内であっても応募を締め切る場合があります。

（2）提出書類

① 事業計画概要書（応募様式第1号）【必須】

② 事業経費内訳書（応募様式第2号）【必須】

※事業経費明細書（様式第2号の1）を添付すること。

※「4（1）補助対象経費」において、上限単価の記載がないものについては、見積書又はカタログ、過去の支払記録等、積算の根拠が分かる資料を添付すること。なお、5万円以上の物品を購入する場合は、2者以上から徴取した見積書を添付すること。

③ 応募団体概要書（応募様式第3号）【必須】

※団体構成員の名簿を添付すること。

※団体の規約、会則等がある場合は添付すること。

④ 誓約書（応募様式第4号）【必須】

※初めて応募する団体又は代表者に変更があった場合は、代表者の身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を提出すること。

⑤ 土地使用承諾書（任意様式、参考様式あり）【必須】

※活動団体と所有者の間で、事業実施期間を含めて承諾が得られていること

が確認できる書類であればよい。

⑥活動予定地位置図（任意様式）【必須】

※1/25000 もしくは 1/50000 等の縮尺の地図に活動場所を記入したもの。

⑦活動予定地現場写真（任意様式）【必須】

※活動予定地が荒廃森林か判断できるよう現場写真を撮影し、提出すること。

なお、採択結果と併せて県ホームページで公表する場合があります。

⑧委託理由書

※危険性の高い作業等、やむを得ず外部業者に委託する必要がある場合は、現場写真と理由を記載した資料を提出すること。

なお、応募用紙は、佐賀県庁森林整備課の窓口で配布するほか、佐賀県ホームページよりダウンロードできます。

*佐賀県HP→https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00384705/index.html

(佐賀県ホームページ > しごと・産業 > 農林水産業 > 林業 > 佐賀県森林環境税 > 県民の皆さんからの提案公募事業 (県民参加の森林づくり))

(3) 応募方法

郵便、FAX、電子メール、持参のいずれかによるものとします。

(4) 提出先

佐賀県 農林水産部 森林整備課

森川海人プロジェクト推進担当 (佐賀県庁 新館 10 階北側)

〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59

電話 0952-25-7136 (直通) FAX 0952-25-7312

E-mail shinrinseibi@pref.saga.lg.jp

※ FAX 又は電子メールで送信された場合は、電話連絡をお願いします。

7 審査方法・審査基準

(1) 審査方法及び結果の通知

審査会にて書類審査を行い、審査の結果を応募者に通知します。

また、審査の結果、採択された場合は、補助金の交付等に係る手続きを行っていただきます。

(2) 審査基準

審査にあたっては、主として以下の評価項目により行います。なお、審査内容については、応募者本人も含め問い合わせは受け付けません。

- ① 目的に合致した事業となっているか
- ② 水源地や人家等の上部等に位置し荒廃森林の再生につながる活動か
- ③ 自主的かつ持続的に取り組む森林づくり活動や環境教育活動など、荒廃森林の再生に対する県民意識の醸成につながるか
- ④ 応募者が確実に事業を実施できるか

8 活動までの手続き

(1) 事前相談

応募にあたっては、森林整備課で事前相談を受け付けます。

(2) 応募書類提出（申請団体→県）

募集期間内に応募書類を提出してください。

(3) 書類審査

募集期間終了後、書類審査を行います。審査にあたって、応募書類の内容確認などのため電話等によりヒアリングを実施する場合があります。

また、必要に応じて現地確認を行うことがあります。

(4) 採択結果の通知及び補助金額の内示（県→申請団体）

採択結果については、文書にて通知するとともに県ホームページで公表します。また、併せて採択された申請団体には補助金額の内示を行います。

(5) 補助金交付申請書（申請団体→県）

内示を受けた申請団体は、所定の期日までに補助金交付申請書を提出いただきます。

(6) 補助金額の交付決定（県→申請団体）

補助金交付申請書が提出され次第、随時交付決定の手続きを行います。交付決定前の活動は補助の対象となりません。

(7) 実績報告書（申請団体→県）

対象事業の終了とは、事業計画や補助金申請に掲げる活動等の完了、物品等の納品検収等に加え、業者等への支払まで終了することをいい、対象事業が終了したときは、事業終了後30日以内又は令和7年（2025年）3月1日のいずれか早い日までに所定の様式にて実績報告書を提出いただきます。

なお、当該事業の収支決算等の監査報告書を併せて提出してください。

(8) 実績報告書による書類審査及び現地での实地検査（県→申請団体）

領収書等の証拠書類を審査するほか、現地にて活動状況の確認検査を行います。

(9) 補助金の支払い（県→申請団体）

実績報告書の内容を審査し、補助金額の確定を行います。その後、補助金を交付しますが、特に必要と認められる場合は概算払いを行うことも可能です。